

## 入札及び契約に係る情報の公表に関する要領

### 1 趣旨

県が執行する入札及び契約に関する情報の公表については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 2 公表の対象

(1) この要領により公表の対象とする情報は、次に掲げるものとする。

ア 物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換に係る入札及び契約

イ 委託・役務業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）に係る入札及び契約

(2) 前号の規定に関わらず、次に掲げるものは公表の対象から除くものとする。

ア 規則第18条に定める予定価格（単価契約については、単価に予定数量を乗じて得た総価とする。）が規則第29条に定める額以下のもので電子入札案件以外のもの

イ 公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって県の行為を秘密にする必要があるもの

### 3 一般競争入札及び指名競争入札の情報

(1) 規則第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）は、一般競争入札に付す場合は、規則第16条又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条に定める公告（以下これらを「公告」という。）により公表するものとする。

(2) 契約担当職員は、指名競争入札に付す場合において、当該入札に参加させようとする者に対して指名の通知をしたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 業務の名称又は調達物品の名称、規格及び数量（以下これらを「調達件名」という。）

イ 業務場所又は納入場所

ウ 入札日時

エ 入札の場所

オ 入札及び契約の方法

カ 履行期間又は納入期限

(3) 契約担当職員は、当該一般競争入札又は指名競争入札を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 前号アからカまでに掲げる事項

イ 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加した者の商号又は名称

ウ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称

エ 入札者の商号又は名称及び入札金額

オ 落札者の商号又は名称及び落札金額

(4) 契約担当職員は、当該一般競争入札又は指名競争入札の結果により契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 契約の相手方の商号又は名称

イ 調達件名及び業務場所又は納入場所

- ウ 入札及び契約の方法
- エ 履行期間又は納入期限
- オ 契約金額
- カ 電子入札案件の場合は、予定価格

#### 4 随意契約の情報

前項第4号の規定は、随意契約の場合に準用するものとする。この場合において、「当該一般競争入札又は指名競争入札の結果により契約」は「随意契約」と読み替えるとともに、次に掲げる事項を追加するものとする。

- (1) 契約日
- (2) 随意契約の理由

#### 5 公表の方法

- (1) 第3項（同項第1号を除く。）及び第4項の公表は、別記様式第1号又は第2号に必要事項を記載し、一般の閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、電子入札案件については、別記様式第3号に必要事項を記載し、広島県のホームページへ掲載する方法により行うものとする。
- (2) 前号の閲覧は、当該入札を執行する機関において行うものとする。

#### 6 禁止事項

契約担当職員は、次に掲げる事項に該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。

- ア 前項により作成した文書を損傷した者又はそのおそれがあると認められる者
- イ 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- ウ 契約担当職員の指示に従わない者

#### 7 公表の期間

第3項（同項第1号を除く。）及び第4項に掲げる事項の公表の期間は、一般競争入札の場合は公告をする日、指名競争入札の場合は指名通知をする日、随意契約の場合は契約を締結する日の属する年度から契約期間が終了する年度の翌年度までとする。

#### 附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行し、同日以降において、一般競争入札に付すものにあつては公告をするものから、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積書を徴取する相手方を選定するものから適用する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降において、一般競争入札に付すものにあつては公告をするものから、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積書を徴取する相手方を選定するものから適用する。

#### 附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行し、同日以降において、一般競争入札に付すものにあつては公告をするものから、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、

随意契約を締結するものにあつては見積書を徴取する相手方を選定するものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。